

令和3年6月10日開催

第 29 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

第29回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月10日(木) 午前10時00分

2. 開催場所 地域交流センターピュアプラザ

3. 出席委員 10 人 (欠席委員0名)

1	番	酒	井	薫	出
2	番	山	野	幸	出
3	番	中	村	ト	出
4	番	西	村	和	出
5	番	岡	田	夫	出
6	番	安	田	悦	出
7	番	土	居	正	出
8	番	前	谷	武	出
9	番	野	表	篤	出
10	番	金	森	靖	出

4. 出席事務局職員

事務局長 久保敏則

主 幹 神谷貴史

主 査 石丸修司

参事(兼務) 森宗厚志

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 現況確認について

議案第1号 農地法第18条第6項等の規定による合意解約通知の成立状況の確認について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見について

議案第7号 現況証明下附願いに対する発給について

6. 会議の概要

事務局長	<p>それではこれより、令和3年6月10日招集、第29回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>なお、本日の欠席者は、ございません。</p> <p>以上により、出席委員は定足数に達しておりますので、農業委員会法第27条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会が成立していることを報告いたします。</p> <p>それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっております。会長、よろしくお願いいたします。</p>
会長	挨拶
議長	<p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員は、8番前谷委員、1番酒井委員にお願いいたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>次に日程第2の報告第1号、現況確認についてを議題とします。</p> <p>報告第1号1番の議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第1号の議案書をご覧ください。現況確認については1件です。</p> <p>議案書をもとに説明します。</p>
事務局	【報告第1号1番を議案書をもとに説明】
議長	<p>ただいまの説明について、地区担当農業委員から補足説明ありませんか。</p>
3番・4番	ありません。
議長	<p>これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>なければ、議案第1号1番は事務局の説明のとおり、承認することとしてよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので、報告第1号1番は事務局の報告どおり承認することといたします。</p>
議長	<p>次に議案第1号、農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。</p> <p>事務局より議案第1号1番から3番について、一括して説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号の議案書をご覧ください。農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認については3件です。議案書をもとに説明します。</p>
事務局	【議案第1号1番から3番を議案書をもとに説明】
議長	<p>これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>なければ、議案第1号1番から3番は事務局の説明のとおり、承認することとしてよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので、議案第1号1番から3番は事務局の報告どおり承認することといたします。</p>
議長	<p>次に議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題といたします。</p> <p>議案第2号1番について事務局説明をお願いいたします。</p>

事務局 それでは、議案第2号の議案書をご覧下さい。農地法第3条の規定による許可申請については5件です。議案書をもとに説明します。

事務局 【議案第2号1番を議案書をもとに説明】

順位1番は、隣接する近親者の農地を取得するもので、譲受人は経営面積、従事日数等の農地法第3条第2項に各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものと思われま。以上ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

9番 ありません。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号1番について、これを許可することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号1番はこれを許可することと決定いたします。

議長 次に事務局より議案第2号順位2番について事務局説明してください。

事務局 【議案第2号2番を議案書をもとに説明】

事務局 順位2番ですが、長年、管理していた近親者の農地を受贈し、引き続き営農するものです。なお、経営面積、従事日数等の農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものと考えます。以上ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

6番 ありません。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号2番について、これを許可することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号2番はこれを許可することと決定します。

議長 次に事務局より議案第2号3番の議案の説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号3番を議案書をもとに説明】

事務局 順位3番ですが、経営効率化を図るため隣接する町所有農地を借り受けるものです。なお、経営面積、従事日数等の農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものと考えます。以上ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

2番 ありません。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号3番について、これを許可することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号3番はこれを許可することと決定します。

議長 次に事務局より議案第2号4番の議案の説明をお願いいたします。

事務局	【議案第2号4番を議案書をもとに説明】
事務局	順位4番ですが、経営効率化のため法人経営化し、個人所有農地を使用貸借するものです。なお、経営面積、従事日数等の農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものと考えます。以上ご審議をお願いします。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
6番	ありません。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号4番について、これを許可することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号4番はこれを許可することと決定します。
議長	次に事務局より議案第2号5番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	【議案第2号5番を議案書をもとに説明】
事務局	順位5番ですが、法人構成員の所有農地を法人へ引き続き使用貸借するものです。なお、経営面積、従事日数等の農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものと考えます。以上ご審議をお願いします。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
3番・4番	ありません。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号5番について、これを許可することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号5番はこれを許可することと決定します。
議長	次に議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より議案第3号1番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第3号1番の議案書をご覧ください。農地法第4条の規定による許可申請については2件です。議案書をもとに説明します。 【議案第3号1番を議案書をもとに説明】 転用の理由は、規模拡大のため、牛舎等の農業用施設を新築するべく申請があったものです。なお、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第4条第1項の転用不可の項目に該当しておらず、許可要件を満たしているものと考えます。 昨日、担当農業委員に現地調査を行っていただきまして、営農管理の利便性、周囲への影響等考慮されており、やむを得ない転用とのご意見をいただいております。 以上ご審議をお願いします。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
2番	ありません。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)

議長	採決いたします。議案第3号1番について、これを許可相当とすることに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号1番はこれを許可相当との意見を付して、北海道農業会議に諮問にかけ、北海道へ進達することに決定しました。
議長	次に事務局より議案第3号2番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	【議案第3号2番を議案書をもとに説明】 転用の理由は、住宅の老朽化により、農家住宅を新築したいということで申請があったものです。 なお、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第4条第1項の転用不可の項目に該当しておらず、許可要件を満たしているものと考えます。 昨日、担当農業委員に現地調査を行っていただきまして、営農管理の利便性、周囲への影響等考慮されており、やむを得ない転用とのご意見をいただいております。 以上ご審議をお願いします。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
9番	ありません。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号2番について、これを許可相当とすることに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号2番はこれを許可相当との意見を付して、北海道農業会議に諮問にかけ、北海道へ進達することに決定しました。
議長	次に議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを、議題といたします。 事務局より議案第4号1番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第4号の議案書をご覧下さい。農地法第5条の規定による許可申請については1件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第4号1番を議案書をもとに説明】 順位1番ですが、申請者が賃貸借の農地にリース物件として、牛舎を建築し貸付る目的で申請が出されております。 なお、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第5条第1項の転用不可の項目に該当しないことからやむを得ない転用であると思われます。 昨日、担当農業委員に現地調査を行っていただきまして、やむを得ない転用とのご意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
2番	議案第4号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号1番について、これを許可相当とすることに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号1番はこれを許可相当との意見を付して、北海道農業会議に諮問にかけ、北海道へ進達することに決定しました。

議長 次は議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議案といたします。
事務局より議案第5号1番の議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第5号の議案書をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、所有権移転が1件、利用権設定が5件の6件です。議案書をもとに説明します。

【議案第5号1番を議案書をもとに説明】

順位1番は、経営規模拡大のため近隣の農地を買い受けたいものです。
なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

8番 ありません。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第5号1番の集積計画を決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第5号1番の集積計画について、これを決定とします。

議長 次に順位2番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、順位2番の議案書をご覧ください。議案書をもとに説明します。

【議案第5号2番を議案書をもとに説明】

順位2番は、経営規模拡大のため近隣農地を借り受けるものです。
なお、強化促進法第18条第3項の許可要件を満たしているものと考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

8番 ありません。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第5号2番の集積計画を決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第5号2番の集積計画について、これを決定とします。

議長 次に順位3番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、順位3番の議案書をご覧ください。議案書をもとに説明します。

【議案第5号3番を議案書をもとに説明】

順位3番は、経営規模拡大のため近隣農地を借り受けるものです。
なお、強化促進法第18条第3項の許可要件を満たしているものと考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

2番 ありません。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第5号3番の集積計画を決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第5号3番の集積計画について、これを決定とします。

議長 次に順位4番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、順位4番について、議案書をもとに説明します。

【議案第5号4番を議案書をもとに説明】

順位4番は、経営規模拡大のため近隣農地を借り受けるものです。
なお、強化促進法第18条第3項の許可要件を満たしているものと考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

6番 ありません。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第5号4番の集積計画を決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第5号4番の集積計画について、これを決定とします。

議長 次に順位5番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、順位5番について、議案書をもとに説明します。

【議案第5号5番を議案書をもとに説明】

順位5番は、経営規模拡大のため近隣農地を借り受けるものです。
なお、強化促進法第18条第3項の許可要件を満たしているものと考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

6番 ありません。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第5号5番の集積計画を決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第5号5番の集積計画について、これを決定とします。

議長 次に順位6番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、順位6番について、議案書をもとに説明します。

【議案第5号6番を議案書をもとに説明】

順位6番は、経営規模拡大のため近隣農地を借り受けるものです。
なお、強化促進法第18条第3項の許可要件を満たしているものと考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

6番	ありません。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第5号6番の集積計画を決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第5号6番の集積計画について、これを決定とします。
議長	次に議案第6号、農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見について、議題とします。 事務局より議案第6号1番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第6号の議案書をご覧ください。農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見については、除外が1件、用途変更が2件です。議案書をもとに説明します。 【議案第6号1番を議案書をもとに説明】 順位1番は、先ほど議案第3号の農地法第4条で転用があがっています農家住宅の新築でございます。既存の住宅の老朽化のため新築するもので、計画地は放牧地や施設に隣接した農地で、最適地であると判断し選定したものです。 以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
9番	ありません。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第6号1番について、これを適当とすることに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第6号1番はこれを適当であると決定し、町長への意見とします。
議長	次に順位2番から3番については関連がありますので、一括して議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、順位2番から3番について、議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第6号2番・3番を議案書をもとに説明】 順位2番と3番は、先ほど審議いただきました農地法第5条の転用案件と関連しております。飼養頭数の増頭のためリース事業で施設等を新設するものです。農振の農用地区域のため農業用施設用地として、用途変更について町長より意見を求められたものです。 昨日、地区担当委員に現地調査ををさせていただき、用途変更について適当とのご意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
2番	ありません。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第6号2番から3番について、これを適当とすることに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)

議長	賛成多数ですので、議案第6号2番から3番については、これを適当であると決定し、町長への意見とします。
議長	次に、議案第7号現況証明下附願いに対する発給についてを、議題といたします。事務局より、議案第7号1番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは、議案第7号の議案書をご覧ください。現況証明下附願いに対する発給については3件です。議案書をもとに説明します。</p> <p>【議案第7号1番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位1番は、宅地に隣接する農地で、すでに宅地化しており、この度、公簿が農地のままになっていることから、ここを地目変更するために証明願いが出されております。</p> <p>昨日、現況調査を地区担当委員に行っていたとき、周囲は宅地化されており、今後、営農作付する見込みのない土地であることから、非農地である旨のご意見をいただいております。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
9番	ありません。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第7号1番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第7号1番については現況証明を発給することと決定いたします。
議長	次に順位2番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは、順位2番の議案書をご覧ください。議案書をもとに説明します。</p> <p>【議案第7号2番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位2番も、宅地に隣接する農地で、すでに宅地化しており、この度、公簿が農地のままになっていることから、ここを地目変更するために証明願いが出されております。</p> <p>昨日、現況調査を地区担当委員に行っていたとき、周囲は宅地化されており、今後、営農作付する見込みのない土地であることから、非農地である旨のご意見をいただいております。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
2番	議案第7号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第7号2番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第7号2番については現況証明を発給することと決定いたします。
議長	次に順位3番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは、順位3番の議案書をご覧ください。議案書をもとに説明します。</p> <p>【議案第7号3番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位3番は、申請地が原野に隣接する狭隘な農地で、湿地のため営農管理が難しく、作付</p>

が行われていないことから、この度、ここを地目変更するために証明願いが出されております。昨日、現況調査を地区担当委員に行っていただき、今後、営農作付けする見込みがないことから非農地である旨のご意見をいただいております。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

6番 議案第7号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第7号3番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第7号3番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。
(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第29回総会を閉会いたします。

(終了時刻 午前11時00分)

以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。

令和3年6月10日(議事録調整日 令和3年7月8日)

新ひだか町農業委員会会長

㊟

議事録署名委員

㊟

議事録署名委員

㊟